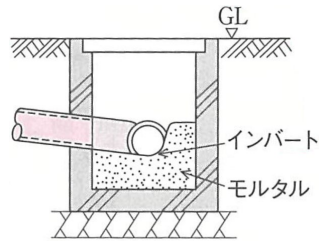
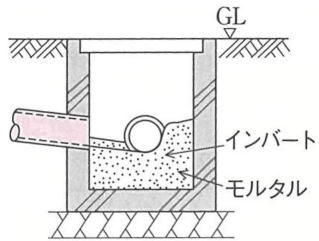
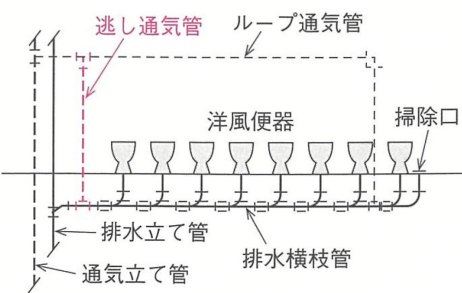
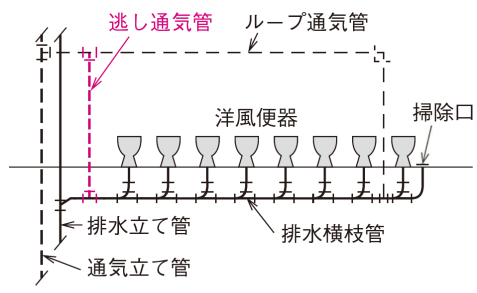
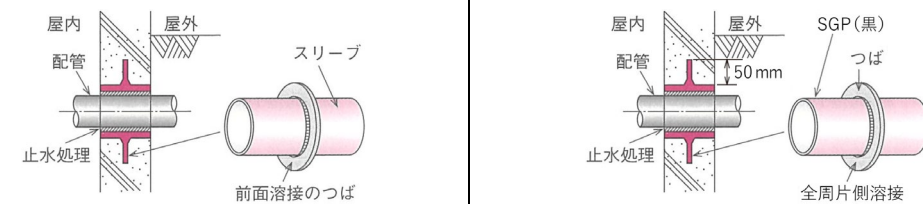


■第1刷正誤表

頁	該当箇所	正誤内容	
		誤	正
8	表1・3 一酸化炭素の 含有率	0.001% (10 ppm) 以下	0.0006% (6 ppm) 以下
	表1・3 温 度	17~28°C	18~28°C
23	問題①(1)	流体は，気体に比べて——	液体は，気体に比べて——
46	13行目	圧縮は大である．	圧縮強度は大である．
61	12行目	$V = \frac{3600q_s}{C_p \cdot \rho \cdot \Delta t}$	$V = \frac{3600q_s}{C_p \cdot \rho \cdot \Delta t} = 3000 \times \frac{q_s}{\Delta t}$
62	2行目	$\cong 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_3 - h_4)$	$\cong 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_3 - h_4) \cong 0.33 \cdot V \cdot (h_3 - h_4)$
	3行目	q_c ：冷却コイル容量〔W〕	q_c ：冷却コイル容量〔W〕， ρ ：空気の密度 ($\cong 1.2$)〔kg/m ³ 〕
	下から9行目	$q_h = 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_4 - h_3)$	$q_h = 0.28 \cdot V \cdot \rho \cdot (h_4 - h_3) \cong 0.33 \cdot V \cdot (h_4 - h_3)$
	下から8行目	q_h ：加熱コイル容量〔W〕	q_h ：加熱コイル容量〔W〕， ρ ：空気の密度 ($\cong 1.2$)〔kg/m ³ 〕
	下から4行目	$L = \rho \cdot V \cdot (x_5 - x_4)$	$L = \rho \cdot V \cdot (x_5 - x_4) = 1.2$
	下から1行目	加熱コイル出口空気	設計用外気
77	下から7行目	注意が必要である．	注意が必要である（成績係数：機器のエネルギー効率）．
78	必ず覚えよう ③	蒸気暖房に比べて小さくなる．	蒸気暖房に比べて大きくなる．
86	2行目	α ：有効開口率	α ：有効開口率（ドア0.35）
89-93	問題①～⑩ 表題	換気・排煙設備	換気
89	問題② 解説	<p>“80 cm 以内”を削除．“h（天井高）”を“H（天井高）”に．“$\frac{h}{2}$ 以下”を“$\frac{H}{2}$ 以下”に</p> 	
90	問題③	解答▶(2)	解答▶(3)
	問題④(3)	風量によるものと——	風力によるものと——

91	問題⑥ 解説	(2) 局所換気は,	(4) 局所換気は,
		解答▶(2)	解答▶(4)
97	13 行目	急速混和池およびフロック形成池の総称	急速混和池およびフロック形成池の総称 *色太字
100	7 行目	終末処理場	終末処理場 *色太字
102	図 5・3 汚水 柵 (インバー ト柵)	右図のように修正	
		 <p>断面図</p>	 <p>断面図</p>
126	図 5・20	右図のように修正	
		 <p>図 5・20 逃し通気管の取り方</p>	 <p>図 5・20 逃し通気管の取り方</p>
138	下から 2 行目	10 kg, 20 kg および 50 kg 容器	10 kg, 20 kg および 50 kg 容器 *色太字
	下から 1 行目	火気の 2 m 以内	火気の 2 m 以内 *色太字
149	下から 2 行目	熱媒水の補給が必要である.	熱媒水の補給は 不要 である.
153	表 6・1	種 類 静圧 [mmAq]	種 類 静圧 [Pa]
		シロッコファン 10 ~ 10 000	シロッコファン 100 ~ 1 000
		リミットロードファン 20 ~ 1 500	リミットロードファン 500 ~ 2 000
		ターボファン 20 ~ 2 500	ターボファン 1 250 ~ 3 000
	プロペラファン 0 ~ 2 000	プロペラファン 0 ~ 600	
図 6・7	圧 力 [mmAq]	圧 力 [Pa]	
156	11 行目	露店温度以上とし,	露点 温度以上とし,
157	問題②(3)	熱媒水の補給が必要である.	熱媒水の補給が 不要 である.
160	マスター Point 下から 2 行目	・タンク内の照度は, 100 lx 以下とする. タンク内照度率 (タンク内照度をタンク外照度で除した数値) を 0.1% 以下と定められている.	削除 ※上から 1 行目と内容が重複

169	4行目	ダンパ類を天井内に設ける場合は、	ダンパ類を 天井 内に設ける場合は、
	必ず覚えよう ⑦	トレーナは、	ストレーナ は、
170	マスター Point 下から2行目	マテリアルリサイクル（熱エネルギーを回収して利用するリサイクル方法）した屋外排水用の塩化ビニル管である。	マテリアルリサイクルした屋外排水用の塩化ビニル管である。
173	マスター Point 下から4行目	風速も速くなる。	風速は 低下 する。
176	表6・5 ファンコイル ユニット	形式・型番	形式・型番 ※色太字
181	下から11行目	後期の長さによって、	工期 の長さによって、
195	問題③(4)	作業Dよりも11日遅く着手することができる。	作業Dよりも 1日 遅く着手することができる。
205	16行目	吊り上げ荷重が1t以上未満の	吊り上げ荷重が 1t未満 の
	19行目		
206	下から2行目	直ちに捕集し、	直ちに 補修 し、
210	7行目	上がりこう配（1/30～1/100）	上がりこう配（1/ 50 ～1/100）
211	下から1行目	機密保持を考慮する。	気密 保持を考慮する。
214	図7・29	右図のように修正	
		 <p>図7・29 つば付きスリーブ</p>	 <p>図7・29 つば付きスリーブ</p>
215	下から11行目	100 mを超える場合は30 m以内の	100 mm を超える場合は30 m以内の
217	下から3行目	300 mm 以上	300 mm 以下
218	2行目	接合用フランジの間隔は、1 820 mm、	接合用フランジの間隔は、 最大 1 820 mm、
	12行目	シーล材	シーล 剤
221	下から7行目	パイプレンチ青には、	パイプレンチ 跡 には、
222	下から1行目	吐出弁を全開後、	吐出弁を全 閉 後、
224	問題①(1)	昇降タラップ	昇降タラ ップ
229	問題⑫(1)	汚水稽	汚水 槽
246	5行目	□振動の特定建設作業実施届出書は市町村長に提出する。	削除 ※1行目と内容が重複
250	下から5行目	シーล材	シーล 剤
	下から2行目	振動をダクトに――	振動がダクトに――
263	13行目	書類は3年間保存しなければならない	書類は 5 年間保存しなければならない

267	下から9行目	[建築基準法施行令第2条第三号]	[建築基準法施行令第1条第三号]																																											
268	下から2行目	[建築基準法第87・88条]	[建築基準法第6条・87条の4・88条]																																											
	表8・2	<p>右図のように修正</p> <table border="1"> <caption>表8・2 確認申請を要する建築物</caption> <thead> <tr> <th>適用区域</th> <th>用途・構造</th> <th>規模</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全国適用</td> <td>特殊建築物</td> <td>延べ面積>100㎡</td> <td rowspan="3">新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替え、用途変更（用途変更して特殊建築物となる場合に限る）</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>階数≧3または延べ面積>500㎡</td> </tr> <tr> <td>木造以外</td> <td>階数≧2または高さ>13m 延べ面積>200㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築設備：エレベーター、エスカレーターなど</td> <td></td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工作物：煙突 高さ>6mなど</td> <td></td> <td>築造</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画区域および知事の指定する区域内の上記以外の建築物</td> <td></td> <td>建築</td> </tr> </tbody> </table>	適用区域	用途・構造	規模	工事種別	全国適用	特殊建築物	延べ面積>100㎡	新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替え、用途変更（用途変更して特殊建築物となる場合に限る）	木造	階数≧3または延べ面積>500㎡	木造以外	階数≧2または高さ>13m 延べ面積>200㎡		建築設備：エレベーター、エスカレーターなど		設置		工作物：煙突 高さ>6mなど		築造		都市計画区域および知事の指定する区域内の上記以外の建築物		建築	<table border="1"> <caption>表8・2 確認申請を要する建築物</caption> <thead> <tr> <th>適用区域</th> <th>区分</th> <th>規模</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国適用</td> <td>法第6条第一号・特殊建築物</td> <td>延べ面積が200㎡を超えるもの</td> <td rowspan="2">新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更（用途変更して特殊建築物になる場合に限る）</td> </tr> <tr> <td>法第6条第二号・木造、非木造</td> <td>・階数が2以上 ・延べ面積200㎡を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等</td> <td>法第6条第三号・木造、非木造</td> <td>・平屋建て ・延べ面積200㎡以下のもの</td> <td>新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全国適用</td> <td>法第6条第一号、二号の建築物</td> <td></td> <td rowspan="2">建築設備：エレベーター、エスカレーターを設ける場合</td> </tr> <tr> <td>高さ6mを超える煙突、高さ8mを超える高架水塔等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	適用区域	区分	規模	工事種別	全国適用	法第6条第一号・特殊建築物	延べ面積が200㎡を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更（用途変更して特殊建築物になる場合に限る）	法第6条第二号・木造、非木造	・階数が2以上 ・延べ面積200㎡を超えるもの	都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等	法第6条第三号・木造、非木造	・平屋建て ・延べ面積200㎡以下のもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え	全国適用	法第6条第一号、二号の建築物		建築設備：エレベーター、エスカレーターを設ける場合	高さ6mを超える煙突、高さ8mを超える高架水塔等
適用区域	用途・構造	規模	工事種別																																											
全国適用	特殊建築物	延べ面積>100㎡	新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替え、用途変更（用途変更して特殊建築物となる場合に限る）																																											
	木造	階数≧3または延べ面積>500㎡																																												
	木造以外	階数≧2または高さ>13m 延べ面積>200㎡																																												
	建築設備：エレベーター、エスカレーターなど		設置																																											
	工作物：煙突 高さ>6mなど		築造																																											
	都市計画区域および知事の指定する区域内の上記以外の建築物		建築																																											
適用区域	区分	規模	工事種別																																											
全国適用	法第6条第一号・特殊建築物	延べ面積が200㎡を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更（用途変更して特殊建築物になる場合に限る）																																											
	法第6条第二号・木造、非木造	・階数が2以上 ・延べ面積200㎡を超えるもの																																												
都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等	法第6条第三号・木造、非木造	・平屋建て ・延べ面積200㎡以下のもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え																																											
全国適用	法第6条第一号、二号の建築物		建築設備：エレベーター、エスカレーターを設ける場合																																											
	高さ6mを超える煙突、高さ8mを超える高架水塔等																																													
269	8行目	(建築基準法施行令第113条)	(建築基準法第26条・同施行令第113条)																																											
270	下から3行目	[建築基準法施行令第22条の2]	[建築基準法第29条・同施行令第22条の2]																																											
272	9行目	② 給気口は、居室の天井の高さの1/2以下に設け、排気口は、天井または天井から下方80cm以内の高さに設け、常時開放された構造とする。	② 給気口は、居室の天井の高さの1/2以下に設け、 常時開放された構造とする。排気口は、給気口より高い位置に設け、常時開放された構造とし、排気筒の立上りに直結する。 *太字は色太字に																																											
	図8・4	<p>右図のように修正</p>																																												
273	4行目	[建築基準法施行令第129条の2の7]	[建築基準法施行令第129条の2の6]																																											
	6行目	[建築基準法施行令第126条の2]	[建築基準法施行令第116条の2第2項・第126条の2]																																											
	下から2行目	[建築基準法施行令第26条の2]	[建築基準法施行令第126条の2]																																											
275	必ず覚えよう ②	通気管と兼用し、	通気管と兼用 せず 、																																											
278	問題⑤ 解説 2行目	建築基準法第129条の2の5第3項第四号	建築基準法第129条の2の4第3項第四号																																											
	問題⑥(1)	おおむね100万分の10以下とする。	おおむね100万分の6以下とする。																																											
	問題⑥ 解説 1行目	[建築基準法施行令第129条の2の6第3項（換気設備）]	[建築基準法施行令第129条の2の5第3項（換気設備）] ※環境省の基準改定により令和5年度の建築基準法改正から一部数値が変更となっている。詳細はp.8、表1・3室内環境基準を参照のこと。																																											
279	表8・6 許可の範囲	許可を必要としない政令で定める軽微な建築工事	許可を必要としない政令で定める軽微な建築工事 [同施行令第1条の2]																																											
	12行目	建設業の許可に関しては、表8・7に示すように、都道府県知事と国土交通大臣による許可と、特定建設業と一般建設業の許可に分かれている。	建設業の許可に関しては、都道府県知事と国土交通大臣による許可と、 表8・7に示すように 特定建設業と一般建設業の許可に分かれている。																																											
279	表8・7 内容	元請業者となったときに4,000万円（建築一式工事にあつては、6,000万円）以上	元請業者となったときに 5,000万円 （建築一式工事にあつては、 8,000万円 ）以上																																											

281	8 行目	建築一式工事の場合は 7,000 万円以上で、その他の工事の場合は 3,500 万円以上	建築一式工事の場合は 9,000 万円以上で、その他の工事の場合は 4,500 万円以上
283	必ず覚えよう ④	(管工事では 4,000 万円以上)	(管工事では 5,000 万円以上)
	下から 4 行目	建設業法第 26 条の 3 第 2 項	建設業法第 26 条の 4 第 2 項
284	問題③(2)	請負代金の額が 3,500 万円未満の	請負代金の額が 4,500 万円未満の
285	問題④(4)	4,000 万円以上の下請契約を	5,000 万円以上の下請契約を
	問題⑤ 4 行目	4,000 万円以上となる下請契約を	5,000 万円以上となる下請契約を
	問題⑤ 解説	(4) 4,000 万円以上となる下請契約を	(4) 5,000 万円以上となる下請契約を
		また、4,000 万円以上を下請契約する場合は	また、5,000 万円以上を下請契約する場合は
マスターPoint	下請契約が 4,000 万円未満の場合は	下請契約が 5,000 万円未満の場合は	
291	10 行目	[法第 2 条第 1 項, 令第 1 条]	[法第 2 条第 1 項, 令第 1 条 (別表第一より抜粋)]
	下から 5 行目	[法第 2 条第 3 項, 令第 2 条]	[法第 2 条第 3 項, 令第 2 条 (別表第二)]
	下から 3 行目	政令で定めている (表 8・10).	政令で定めている (表 8・10). ※ただし、作業開始日に終わる場合を除く.
293	15 行目	[法第 5 条]	[法第 5 条・第 9 条]
294	下から 3 行目	(マニフェスト)	(マニフェスト) [法第 12 条の 3, 規則第 8 条の 26・28]
296	10 行目	※プラスチックは含まれない.	※プラスチックとアルミニウムは含まれない.
301	第二次検定編扉 下から 1 行目	追記	※令和 6 年度より、試験制度が変更になっている。 *色太字に
303	9 章扉 下から 6 行目	施工経験記述の丸写しについて 本書に掲載した施工経験記述の記述例を、実際の試験においてそのまま丸写しで記述すると、不合格になるおそれがあります。試験機関でのチェックはきびしくなっています。その際、当方では一切責任を持ちません。	※令和 6 年度の試験制度変更以降、施工経験記述は出題されていない。 *色太字に
366	1 行目	⊕経験記述用紙例 (この記述用紙は、令和 3 年度に採用されたもの) 経験記述は、次のような内容で出題されている (年度によって変更あり)。	※令和 6 年度の試験制度変更以降、施工経験記述は出題されていないが、念のため学習することをお勧めする。 *色太字に ⊕経験記述用紙例 (この記述用紙は、令和 3 年度に採用されたもの)
384	<著者略歴> 山田信亮	株式会社團紀彦建築設計事務所	前 株式会社團紀彦建築設計事務所
	<著者略歴> 今野祐二	専門学校東京テクニカルレッジ	専門学校東京テクニカルカレッジ